

10 役員等報酬規程

（目的）

第1条 五蘊会（介護系）就業規則第50条、五蘊会（保育系）正職員就業規則第50条、五蘊会（保育系）非常勤職員就業規則第48条に定めるこの役員等報酬規程については本規定によります。

（定義）

第2条 本規程でいう役員等とは、五蘊会定款第4章に定める理事及び監事、第15条に掲げる理事長、並びに第2章に定める評議員・評議員選任解任委員をいう。

（各役員の出席報酬等）

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別表1）に定める基準額を理事会及び評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは役員等報酬表（別表2）（別表3）により支給するものとする。

（監事の報酬等）

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、入札立会、指導監査立会に出席したときにおいても別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（報酬の支払日等）

第5条 この規定に基づく報酬の支払方法については、通貨で直接本人に全額を支払う。但し法令に基づき役員等の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除するものとする。

2 役員等の報酬に於いては、その都度通貨にて支払うものとする。

本人の申出により、振込を希望する場合は翌20日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）までにその指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

(職員である者の特例)

第6条 役員でかつ社会福祉法人五蘊会の職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員が業務を行うために出張する場合は、五蘊会旅費規程に準ずるものとする。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より実施します。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より実施します。

(改訂 第1条、第2条、第3条 役員報酬表(別表1) 役員報酬表(別表2)、役員報酬表(別表3) 一部変更)